

少数株主保護に関する上場制度の見直し等について

2026年5月27日

株式会社名古屋証券取引所

I. 趣旨

当取引所は、支配的な株主を有する企業において、少数株主保護に中心的な役割を果たす独立社外取締役の独立性・実効性向上を図る観点から、取締役選任議案に対する少数株主の賛否割合等の開示の義務化や独立性基準の見直し等を行います。

あわせて、2025年6月に「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律」（令和7年法律第67号。以下「早期事業再生法」といいます。）が成立したことに伴い、所要の見直しを行います。

II. 概要

項目	内容	備考
1. 少数株主の賛成割合等の開示		※ 支配的な株主を有する企業においては、当該株主が実質的に取締役の選任権限を有する場合がある一方で、議決が多数決で行われるとしても、少数株主の利益が適切に確保されるよう、支配的な株主のみならず、少数株主も意識した経営を行う必要があります。そのような少数株主から相当数の反対票という形で懸念が示された場合について、少数株主との対話を進めていただくとともに、対話を通じて得られたフィードバックを踏まえて追加的な施策の必要性等について検討いただく観点から求めるものです。
① 対象企業	<ul style="list-style-type: none">株主総会の基準日時点で、以下に該当する上場会社が対象です。<ul style="list-style-type: none">➢ 親会社を有する会社➢ 40%以上の議決権を保有するその他の関係会社を有する会社➢ 主要株主であって、当該主要株主と次に掲げる者の保有	<ul style="list-style-type: none">財務諸表等規則第8条第3項に規定する「親会社」、財務諸表等規則第8条第8項に規定する「その他の関係会社」をいいます。3つ目の矢じりについては、上場規則上の「支配株主」と同様の合算方法になります。支配株主については、議決権の「過半数」を占め

項 目	内 容	備 考
<p>② 開示内容</p> <p>(a) 株主総会后、速やかに</p> <p>(b) 株主総会后 6 か月以内</p>	<p>分を合わせて、40%以上の議決権を保有する株主を有する会社</p> <ul style="list-style-type: none"> - 当該主要株主の二親等内の親族 - 当該主要株主及び二親等内の親族が議決権の過半を保有する会社等（資産管理会社等） <p>・ 株主総会における取締役の選任議案（会社提案議案に限ります）に関して、以下の開示を行うものとします。</p> <p>・ 株主総会后速やかに、以下の内容について開示するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 各取締役の選任議案に対する少数株主の賛成、反対及び棄権の議決権の数、割合 ➢ 少数株主から除外した株主 <p>・ 少数株主の50%超の反対票が投じられた議案があったと認める場合、以下の内容についても併せて開示するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 取締役会として、少数株主の反対理由や原因の把握・理解のためにどのような対応を行うか（株主との対話の方針など） <p>・ (a)において少数株主の50%超の反対票が投じられた議案があった旨を開示している場合、当該株主総会后 6 か月以内に、以下の内容について開示するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 取締役会として、少数株主の反対理由や原因の把握・理解のためにどのような対応を講じたか（株主との対話の実施状況など） ➢ 株主から得られたフィードバックの概要 ➢ 取締役会としての追加的な施策を講じるか（講じない場 	<p>ているものが該当しますが、本開示については「40%以上」に該当するかをご確認ください。</p> <p>・ 上場規則上の適時開示として、TDnetで開示いただくことを想定しています。</p> <p>・ 少数株主から除外した株主については、上記①「対象企業」に掲げる親会社、その他の関係会社、主要株主（合算した株主を含む）等を具体的に記載してください。</p>

項目	内容	備考
<p>2. 独立役員の独立性基準・開示の見直し</p> <p>① 独立性基準の拡充</p> <p>(a) 主要株主</p> <p>(b) その他</p> <p>② 属性情報の記載の拡充</p>	<p>合にはその理由)、施策の方針(取組みの内容、実施時期等)、その実施状況</p> <p>・ 以下に該当する場合、独立役員の要件を満たさないものとします。</p> <p>➢ 上場会社の主要株主及びその近親者</p> <p>➢ 上場会社の主要株主の業務執行者に該当する者若しくは最近において該当していた者及びその近親者</p> <p>➢ 上場会社が主要株主である先の業務執行者に該当する者若しくは最近において該当していた者及びその近親者</p> <p>・ 以下に該当する場合、独立役員の要件を満たさないものとします。</p> <p>➢ 上場会社の親会社の監査役に、過去10年以内において該当していた社外取締役及びその近親者</p> <p>➢ 上場会社の親会社の会計参与に、過去10年以内において該当していた社外取締役又は社外監査役及びその近親者</p> <p>・ 以下に該当する社外取締役及び社外監査役について、独立役員届出書等において、該当状況及びその概要の記載を求めるとします。</p> <p>➢ 上場会社の株式を政策保有株式として保有している先の業務執行者に該当する者若しくは過去10年以内において該当していた者</p> <p>➢ 上場会社が株式を政策保有株式として保有している先の</p>	<p>※ 独立社外取締役の独立性・実効性確保の観点から見直しを行うものです。</p> <p>・ 金融商品取引法第163条第1項に規定する主要株主をいいます。</p> <p>・ 「最近」とは、通常は1年以内が該当します。</p> <p>・ 近親者とは、二親等内の親族をいいます。</p> <p>・ 親会社の監査役であった社外監査役については、現行制度においても、独立役員の要件を満たしません。</p> <p>・ 概要としては、政策保有関係にある先の会社名、政策保有関係の概要(株式数、保有目的など)、業務執行者であった時期、年数、当時の地位、退任後も関係が継続している場合にはその概要など)などを記載することが想定されます。</p> <p>・ なお、上場会社の主要でない取引先や寄付を行っている先又はその出身者である社外取締</p>

項目	内容	備考
<p>3. 早期事業再生法に関する見直し</p> <p>① 適時開示</p> <p>② 上場維持基準に係る改善期間の取扱い</p> <p>4. その他</p>	<p>業務執行者に該当する者若しくは過去 10 年以内において該当していた者</p> <p>・ 上場会社は、対象債権者集会における権利変更議案の決議が全員合意により成立した場合又は当該決議が多数決により成立し、裁判所によって当該決議の認可が決定された場合、直ちにその内容を開示するものとします。</p> <p>・ 各市場区分の純資産の額に関する上場維持基準に適合しない状態となった場合であって、早期事業再生法に基づき、基準に適合することを計画しているときは、改善期間を1年ではなく、当取引所が認める期間とします。</p> <p>・ その他所要の改正を行います。</p>	<p>役等に関する属性情報の記載についても、記載内容の具体化を進めるものとします。例えば、「売上高は●万円未満」、「全体の売上高の●%未満等」、取引関係等の規模が把握できるような記載を求めるものとします。</p> <p>※ 早期事業再生法が施行されることを踏まえ、事業再生ADR等と同様の取扱いになるよう、上場規則の見直しを行うものです。</p> <p>・ あわせて、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号。）に基づく調停についても、申立て時点での開示を廃止し、当該調停が成立した時点で開示を行うことに見直します。</p> <p>・ 当取引所が認める期間については、早期事業再生計画の期間を踏まえるものとします。</p>

III. 実施時期（予定）

- ・ 2026年7月を目途に実施します。
- ・ 1. に関しては、2026年12月以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日から適用します。
- ・ 2. に関しては、2026年12月以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日翌日から適用します。
- ・ 3. に関しては、早期事業再生法の施行の日から適用します。

以上